別紙１

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金表（ケア運賃）

１．運賃

（１）時間制運賃

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特定大型車 | 拘束　　分ごとに | 円 |
| 大型車 | 拘束　　分ごとに | 円 |
| 普通車 | 拘束　　分ごとに | 円 |

（２）運賃料金の割引

（a）公共的割引

（ア）身体障害者割引・・・・・・１割引

（イ）知的障害者割引・・・・・・１割引

（ウ）精神障害者割引・・・・・・１割引

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の適用方法

１．車種区分

（ア）特定大型車

道路運送車両法施行規則第２条に定める普通自動車及び小型自動車で乗車定員９名以上のもの。

但し、寝台専用車、車椅子専用車及び寝台・車椅子兼用車及び内燃機関を有しない自動車を除く。

（イ）大型車

道路運送車両法施行規則第２条に定める普通自動車のうち排気量２．５リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので乗車定員８名以下のもの。

寝台専用車、車椅子専用車及び寝台・車椅子兼用車で乗車定員７名以上のもの。

（ウ）普通車

道路運送車両法施行規則第２条に定める普通自動車のうち排気量２．５リットル（ディーゼル機関を除く。）以下のもので乗車定員８名以下のもの及び同条に定める小型自動車で乗車定員８名以下のもの。

寝台専用車、車椅子専用車及び寝台・車椅子兼用車で乗車定員６名以下のもの。

同条に定める軽自動車で、福祉輸送事業にのみ使用するもの。

同条に定める普通自動車、小型自動車、軽自動車のうち内燃機関を有しないもので乗車定員８名以下のもの。

備考　ディーゼル機関を搭載した自動車については、同一仕様（外寸、内装等）のガソリン車の車種区分を適用する。

２．運賃料金の適用方法

（１）時間制運賃

（a）時間制運賃は、旅客の指定した場所に到着した時から、旅客の運送を終了するまでの実拘束時間に応じた運賃とする。

（b）時間制運賃は　　分単位とし、　　分未満の端数が生じた場合は切り上げる。

（c）時間制運賃による契約の場合は、前面に「貸切」の表示をする。

（d）時間制運賃には、運賃の割増及び料金は適用しない。

（２）運賃料金の割引

（a）公共的割引

①　身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者の割引は、身体障害者福祉法（昭和２４年１２月２６日付け法律第２８３号）に規定する身体障害者手帳又は療育手帳制度（昭和４８年９月２７日付け厚生事務次官通知）に規定する知的障害者療育手帳並びに精神保健及び精神障害者保健福祉に関する法律（昭和２５年５月１日付け法律第１２３号）第４５条に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもので、当該手帳を提示したときに適用する。

②　割引の対象運賃は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者自身が乗車した区間の運賃とする。

③　運賃料金の額は、（１）により計算された額に０．９を乗じ、１０円未満の端数を切り捨てた額とする。

④　公共的割引は、その他の割引と重複して適用するものとするが、公共的割引のうち、複数の割引条件に該当する場合は、公共的割引同士は重複して適用しない。

３．その他

（１）旅客の要求により、有料道路、自動車航送船、有料駐車場等を利用した場合の当該利用の実費は、旅客の負担とする。

（２）道路事情、交通規制等客観的な事情又は他の適当な方法がないためにやむを得ず有料道路又は自動車航送船を利用して往路又は復路が回送となる場合の当該利用の実費は、旅客の負担とする。

４．運賃及び料金を適用する営業区域

青森県